

令和5年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

令和5年12月1日 開会

令和5年12月1日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次  
令和5年12月1日（金曜日）第1号

|   |    |
|---|----|
| ○ 議事日程及び会議に付した事件                        | 1  |
| ○ 出席議員                                  | 1  |
| ○ 欠席議員                                  | 1  |
| ○ 出席説明員                                 | 1  |
| ○ 欠席説明員                                 | 1  |
| ○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員                   | 1  |
| ○ 開会                                    | 2  |
| ○ 開議宣告                                  | 2  |
| ○ 議事日程                                  | 2  |
| ○ 管理者の挨拶                                | 2  |
| ○ 新副管理者の紹介・挨拶                           | 3  |
| ○ 日程第1 会議録署名議員の指名                       | 3  |
| ○ 日程第2 会期の決定                            | 3  |
| ○ 日程第3 諸般の報告                            | 3  |
| ○ 日程第4 管理者の行政報告                         | 3  |
| ○ 日程第5 一般質問                             | 4  |
| ○ 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例      | 8  |
| ○ 日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例 | 9  |
| ○ 日程第8 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）     | 11 |
| ○ 日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について            | 13 |
| ○ 閉会の議決                                 | 14 |
| ○ 閉会宣告                                  | 14 |

提出案件及び議決結果表

| 議案<br>番号 | 件<br>名                           | 議決等<br>月 日 | 議決結果 |
|----------|----------------------------------|------------|------|
| 1        | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例            | 1 2 月 1 日  | 原案可決 |
| 2        | 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例       | 1 2 月 1 日  | 原案可決 |
| 3        | 令和 5 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 3 号) | 1 2 月 1 日  | 原案可決 |

令和5年 第3回定例会  
令和5年12月1日（金曜日）第1号

---

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 管理者の行政報告  
日程第5 一般質問  
日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例  
日程第8 議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）  
日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
- 

◎出席議員（12名）

|    |     |             |     |     |             |
|----|-----|-------------|-----|-----|-------------|
| 議長 | 12番 | 溝部 幸基（福島町）  | 副議長 | 11番 | 又地 信也（木古内町） |
|    | 1番  | 佐藤 孝男（福島町）  |     | 2番  | 沼山 雄平（松前町）  |
|    | 3番  | 廣瀬 雅一（木古内町） |     | 4番  | 相澤 巧（木古内町）  |
|    | 5番  | 山田 顕人（知内町）  |     | 6番  | 木村 隆（福島町）   |
|    | 7番  | 谷口 康之（知内町）  |     | 8番  | 堺 繁光（松前町）   |
|    | 9番  | 伊藤 政博（知内町）  |     | 10番 | 伊藤 幸司（松前町）  |

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員（17名）

|         |       |           |       |         |       |
|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| 管理者     | 鳴海 清春 | 副管理者      | 小鹿 一彦 |         |       |
| 参与      | 石山 英雄 | 参与        | 西山 和夫 |         |       |
| 幹事      | 大野 樹  | 幹事        | 羽沢 裕一 |         |       |
| 監査委員    | 本庄屋 誠 | 会計管理者     | 深山 肇  | 事務局長    | 佐藤 和利 |
| 衛生センター長 | 堺 泰幸  | 消防長       | 伊藤 則幸 | 松前消防署長  | 小川 隆広 |
| 福島消防署長  | 吉能 秀美 | 知内消防署長    | 成澤 悟  | 木古内消防署長 | 石塚 睦  |
| 消防本部主幹  | 大嶋 茂  | 衛生センター事務長 | 佐藤 拓海 |         |       |

---

◎欠席説明員（1名）

参与 鈴木 慎也

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（2名）

次長 梅岡 忍                      書記 鳴海 沙恵

---

---

## ◎開会・開議宣告

---

### ○議長（溝部幸基）

本日は、出席ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和5年第3回定例会を開会致します。

---

## ◎議事日程

---

### ○議長（溝部幸基）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## ◎管理者の挨拶

---

### ○議長（溝部幸基）

次に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。鳴海清春管理者。

### ○管理者（鳴海清春）

どうもご苦勞様でございます。

第3回定例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、第3回定例会にご出席をいただき誠に有難うございます。

最初に行政報告にもありますように、先月、大千軒岳において当組合職員が熊に襲われる事案が発生しております。幸い職員に大きなケガはありませんでしたが、多くの皆様方ご心配をお掛けし、改めてお詫びを申し上げます。

また、登山中の大学生がクマに襲われ、亡くなっております。改めて、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

全国的に熊の被害が急増しており、当組合において消防職員が捜索等で山に入ることが多くありますので、今後の対応を検討して参りたいと考えているところであります。

さて、今年は暑い夏から一気に冬の気配へと季節が急変し、例年に比ベインフルエンザの流行が早くなっているようであります。

当組合におきましても職員に対しまして、早めのワクチン接種を推奨するなど感染予防の徹底を図ることで、住民の生命を守るとともに、町民の健康保持に寄与して参りたいと考えてございます。

それでは、今般の定例会に提案申し上げます案件についてですが、まず、この度の人事院勧告に基づき職員等の給与水準が引き上げられたことによる職員の給与に関する条例の一部改正となっております。

2点目が渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正となっており、国の関係省令が公布されたことを受けて、火気設備等の基準の見直しを図るための改正となっております。

3点目は、一般会計の補正予算となっており、補正予算の主な内容ですが、議案第1号に係る給与条例の改正に伴う減額補正並びにし尿処理施設における資源化設備用ボイラーの更新に伴う増額補正となっております。なお、議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしくお願いを致します。

また、本日、定例会終了後、全員協議会の開催をお願いしてございます。

案件につきましては、例年行っております衛生センター施設整備計画の変更及び消防施設整備計画の変更となっております。

どうかよろしくご協力をお願いしたいと思っております。

簡単でありますけれども、開催にあたっての挨拶にさせていただきます。

本日はよろしくどうぞお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

管理者の挨拶を終わります。

---

**◎新副管理者の紹介・挨拶**

---

**○議長（溝部幸基）**

新たに就任されました副管理者を紹介し、申し出がありますので挨拶を行います。

小鹿一彦 副管理者。

**○副管理者（小鹿一彦）**

去る10月21日付けで福島町副町長に就任するとともに、同日付けで当組合の副管理者に就任させていただきました小鹿でございます。

今後は、当組合の副管理者として鳴海管理者を先頭に職員と共に適正な事務執行に努めてまいりますので、皆様方のご指導ご協力よろしくようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

副管理者による就任挨拶を終わります。

---

**◎会議録署名議員の指名**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、4番 相澤 巧議員、5番 山田顕人議員を指名致します。

---

**◎会期の決定**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

---

**◎諸般の報告**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

---

**◎管理者の行政報告**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春管理者。

**○管理者（鳴海青春）**

令和5年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の開催にあたり、令和5年第2回定例会以降の行

政報告を申し上げます。

1 消防関係について。

(1) 火災の発生状況について。

9月7日に木古内町大平地区でバイクによる火災が発生しております。なお、火災の原因等につきましては、国道228号線をバイクで走行中、ブレーキディスクの異常発熱による出火で、その際に転倒した運転者1名が救急搬送されてございます。

(2) 行方不明者の捜索について

10月31日に福島町千軒地区において、休暇中の当組合消防職員3名が、大千軒岳を登山中に熊に襲われる事案が発生し、2名の職員が怪我を負いましたが、幸い軽傷で済んでございます。

また、大千軒岳において、登山中の行方不明者が判明し、11月1日に福島消防署員が警察等による捜索隊に参加し、防災ヘリとの合同捜索を行いました。翌日2日にご遺体で発見されてございます。改めてお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

次に、追加の行政報告であります。

1 衛生関係について。

(1) リサイクルプラザ施設の火災及び破損状況等について。

11月22日午後1時40分頃、リサイクルプラザの破砕物搬送コンベア上で、リチウムイオン電池が発火原因と思われる火災が発生しました。

火災発生後、職員が速やかに消火器及び屋内の消火栓による初期消火活動を実施しましたが、鎮火には至らず、消防車の放水により鎮火してございます。

なお、この度の火災による被害は、不燃及び不燃粗大ごみを処理する破砕物搬送コンベアのベルト部分と、それを覆っているカバーが主な被災箇所、放水による建物の被害については、現在調査中です。また、人的被害はありませんでした。

当センターでは、日ごろからリチウムイオン電池の取り扱いに関して、町民への周知及び職員の作業において、特に注意を行ってきたところでありますが、今般、このような事故に至り、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを、改めてお詫びを申し上げます。

今後は、破損した箇所の速やかな復旧に努めるとともに、同じ過ちを繰り返すことのないよう、町民の皆様方へ周知徹底を図ってまいります。

なお、火災発生後、同センターでの不燃及び粗大ごみの受け入れが困難となったことから、各町から当ごみの搬入を12月3日まで休止し、4日以降は受け入れを再開することとしております。

また、本格的な復旧までは、相当な期間を要することとなりますが、受け入れ再開後の処理方法については、現在、関係各所と調整を行ってございます。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理をしてございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

以上、行政報告を終わります。

**○議長（溝部幸基）**

行政報告を終わります。

---

**◎一般質問**

**○議長（溝部幸基）**

日程第5、一般質問を行います。一般質問は1名の議員より提出されております。

6番木村 隆議員。

**○6番（木村 隆）**

一般質問を朗読させていただきます。消防団員の退職報償金とOB団員制度について。消防庁の報道資料によると、令和5年4月における全国的な消防団員数は、入団員数が8年振りの増加となったものの、退団者も大きく増え、全国的な消防団員数は過去最少となっています。退団理由は様々ある



と思いますが、その一つに30年以上在職しても、退職報償金が増えないという不確かな話があり、勤続30年で区切りをつけて退団する傾向が見受けられるため、以下の点についてお伺いします。

- 1 渡島西部広域事務組合の例規集には、勤続年数、階級に応じた退職金の支給額表の記載がありませんが、どのような基準で退職金の金額が決まり、退団者に支給しているのかを伺います。
- 2 退職金についての制度説明を、消防団員にする機会が必要と考えますが、見解を伺います。
- 3 勤続30年で仮に50歳で退団するにしても、体力的に消防団活動は十分にこなしていけると考えます。一度退団した方でも、再度団員として分団に所属することができるようOB団員制度を創設し、団員数の減少を緩やかにする仕組みも必要と考えますが、見解をお伺いします。

**○議長（溝部幸基）**

鳴海青春管理者。

**○管理者（鳴海青春）**

木村議員のご質問に、お答え致します。

消防団員は消防組織法に基づく非常勤公務員に位置づけされており、消防団に期待される役割は時代の変化と共に「消火」から「災害」へと対応が変化してきております。

近年は、特に少子・高齢化などを背景に消防団員の減少が続いております。消防庁では、このような状況を踏まえ、年額報酬や出動手当の改正や退職報償金の引き上げなど、様々な制度の充実を図っておりますが、担い手不足の根本的な解消に至っていないのが現状であります。

1点目の退職報償金については、退職した消防団員へ多年の労苦に報いるため、金一封的な功労金としての性格を持っており、昭和39年度に消防団員の処遇改善措置の一環として、制度が創設されております。

なお、支給基準等に関しましては、基本的に退団時の階級及び勤務年数に応じて消防団員等公務災害補償等共済基金より、北海道市町村総合事務組合を經由し、退団者へ支給されてございます。

細かい事務的な支給基準等に関しましては、2問目の質問と併せて、消防長から答弁をさせていただきます。

3点目のOB団員制度の創設に関するご提言ですが、団員確保の有効な方策の一つと捉え、現在、実施に向け消防本部において検討を進めております。

また、入団の年齢基準が18歳から50歳未満となっており、消防職員及び公務員等の退職者の活用の妨げとなっていることから、年齢要件の撤廃など、条例の改正に向けた検討を進めてまいります。

**○議長（溝部幸基）**

伊藤則幸消防長。

**○消防長（伊藤則幸）**

引き続き、木村議員のご質問に、お答え致します。

1点目の管理者答弁の補足となりますが、消防団員の公務上の災害に対する補償及び退職報償金等の支払い事務などを、北海道市町村総合事務組合が共同処理しております。

退職報償金は、勤務年数が5年以上の消防団員が退団した場合に支給対象となり、同組合の市町村非常勤消防団員退職報償金支給条例により、階級及び勤務年数に応じ支給されております。

階級が団員で、勤務年数が5年以上10年未満の方は20万円、10年以上15年未満の方であれば26万4千円と5年毎の区分で増額されまして30年以上が上限で68万9千円となります。

なお、階級が団長の場合においても区分の上限が30年以上であり97万9千円となっております。

2点目の退職報償金制度の説明につきましては、各消防署において確認した結果、一部の消防署において退職報償金に関する説明がなされていないことが判明致しましたので、速やかに制度内容の説明をしてまいります。

**○議長（溝部幸基）**

6番木村 隆議員。

## ○6番（木村 隆）

今日の一般質問ですけれども、私も消防団員ということで、かれこれ16、7年勤続しております。それで体験談を基に、ちょっと一般質問をさせていただきました。

何を言わんとしているかと言いますと、30年仮に一度退団してもいいので気力・体力があるのであれば、何らかの形で協力してくれませんか。まあ、簡単に言いますと公務員の再任用制度のようなイメージを持っていただければなと思っております。

それで、再質問を2点ほどさせていただきます。

退職金の方なのですが、私も共済基金のホームページを拝見いたしました。細々なルールはありますが、基本的には30年以上在職しても、その間、階級が上がれば退職金の額も増えるという風に見て受け取ったのですが、その考えでいいかどうかお伺いいたします。

それから、もう1点ですね、OB団員制度の方になります。OB団員制度というのは、私自身が考えた訳ではなくて、消防庁のホームページを見ていただければわかるのですが、機能別消防団いう位置づけでありまして、消防団員としてカウントされます。

管理者の答弁にあるように、入団年齢基準を撤廃して、例えば、年齢要件を緩和して再入団する形もありますし、OB団員制度を作って再入団する形、どちらもですね本質的には同じ考えだと思うのですよ。

私自身は、年齢要件を緩和して再入団してもいいよという考えがなかったものですから、OB団員制度という風な提案をさせてもらったのです。ですから、二つやるというよりは、どちらかひとつで再入団という形で取れるのではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いします

## ○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

## ○管理者（鳴海清春）

最初の答弁でもお話ししたとおり、昨今、消防団がなかなか増えないということ、それは取りも直さず、ひとつには少子化という問題、そして少子化に伴う地域コミュニティが少し薄れてきているのかなど。

以前であれば、町内会毎に消防団が組織されてきたという風にと私は記憶していますけれど、それがなかなか最近できないと、先般、私、町政懇談会をやらせていただいていますけれど、町内会組織ですら、今持たないのではないかという話がある町内会から声掛けされて、将来的には町内会の合併まで視野に入れていかないと難しいんだなとちょっと感じて来ました。

その中で今おっしゃるとおり、消防庁の方は色々な形で機能別消防団なり色々な制度を作って、少しでも消防団員を増やそうということをやってきましたけれど、ただ色々なアンケートを見ても、やはり一番はですね、なかなか仕事との両立が難しいんだということで、やはり消防団は色々な制約があります。

訓練があつたり、消防大会があつたり色々な形、それが今の若い人にはちょっと苦痛になっているのかなというのがあって、なかなか若い人の飛び込みが少ないように聞いていますので、そういったものは我々としましても、入りやすいような形、それが今でいうところの機能別消防団というような形になるのかもしれませんが、今言ったとおり我々としては改めて、今回一般質問を頂いて、もう一度見直してみたら、やはり50という年齢であればまだ、若いといえますか、定年も今65に伸びていますし、70までは一般的には現役でという今、社会になってきましたので、そういった中であつて、50歳を超えると消防団に入れないような基準というのは如何なものかなということで、今回そのところをまずですね、見直していこうかなど。

それでやはりOBの関係についても、極端にいうと自分が不思議に思ったのが、消防署員が一番消防団の能力としても優れているのに、入れない状態なんですね。

今、定年退職してからは、やっぱり、そういったところをきちんと直していくべきではないのかなど。それとまた、何かの都合で色々データを見ますと、別に30年で辞める人が多いかといえば、そうではなくて、データ的に見ていけばその人々に都合があつて、たまたま年齢が70近くで、30で

辞めるといふ方もいらっしゃるかもしれませんが、若い人でも早い頃から入団されている方で、ある程度の段階で辞める人もおりますので、そういった方々もですね、多分少し、50代過ぎて60代過ぎて時間的に余裕があって地域なり、自分の地域は自分で守りたいとの思いでまた動ける人は、消防団に入る方もいらっしゃるのかと思う時勢でありますので、そういった方については、広くやっぱり間口をまず広げておくことが必要ではないかと思っています。

今回、良い提言を頂きましたので、少し消防本部を中心に各4町の消防団の状況も加味しながら、少し間口をまず広げられるような制度改正なり、取り組みを進めていきたいように思っています。

あと細かいところは消防長からお答えをさせていただきます。

#### ○議長（溝部幸基）

伊藤則幸消防長。

#### ○消防長（伊藤則幸）

1点目の補足になりますが、退職報償金は表になって表示されております。縦軸が階級と致しますと横軸は5年から10年、10年から15年で30年以上という表になってございます。

例えますと、団員の階級で30年経った金額が、階級が上がることによってその表の一つ上の区分に行くということで増額されることとなります。

ですので、30年以上はいくら活動しても金額が上がらないということではなく、階級が上がることによって、退職報奨金が増額される制度となっております。

2点目ですが、団員が基本団員と機能別団員に区分されております。

基本団員の皆様には、操法訓練ですとか出初式、また各種訓練大会への出場、また防火査察色々な活動をしていただいております。

一方、機能別団員とは、家庭環境ですとか仕事環境によって基本団員と同じ活動ができない方が特定の活動をしていただく。例えばですけど、火災出動のみそういう様な活動ができる制度となっております。

ですので、年齢撤廃し、一度退団し、再入団いただくのは基本団員という形になりますので、同じ活動をしていただくこととなります。

一方、OB団員制度になりますと、特定の活動という縛りもございますので、例えば消防署を退職した職員が、色々な行事ですとか大会に出場できないですけど、災害には応援活動ができるそのためにも、機能別消防団員制度を設けたいと思っております。以上でございます。

#### ○議長（溝部幸基）

6番木村 隆議員。

#### ○6番（木村 隆）

消防長の答弁でOB団員の縛りがあるというのは、確かにOB団員のひな型というのは消防庁にあるのですが、これはインターネットで調べたのですが、長野県の喬木村という人口5千人くらいの町のOB団員制度の条例を見たのですが、そこはですね、今言ったような訓練だとか式典だとかも条例の中に謳っているのですよね。

だから、ひな型はあるにしても、その町とかここで言う組合の中での要望ニーズに合わせてそういったことも変えられると思うのですよ。極端なことを言うと、単独で5年以上OB団員を勤めたら退職金出しますよとかでも、作ろうと思えばやれる訳ですよね。そういう中においても、どちらにしても一人でも多く動ける方を消防団員として残して行きたい訳なので、その辺はまた少し一本化するのか、二つ作っていくのか、もう少し各消防団と話をしてみても、良い制度設計をしてもらいたいなと思っておりますし、管理者の方で、30年で辞める人が多い訳ではないと話がありましたけれども、それは全国的なデータで今日は私の肌感覚で福島消防団の話をさせてもらったのですが、私の消防団の分団長もまだ、50代なんですね。

もう30年以上経ってしまっていて、もう辞めるような話もされたり、後ろも詰まってきたり、そういった人を少しでも残しておく。

上の分団長というところからちょっと責任を一回緩和して、後輩を育てて下さい、団員という形で育てて残って下さいよという形も取れると思いますので、その辺今日、答えが出る訳ではありませんので、色々揉んでいただいて、より良い消防団の確保に努めてもらいたいと思います。以上です。

**○議長（溝部幸基）**

鳴海清春管理者。

**○管理者（鳴海清春）**

退職金制度については、先ほど答弁したようにある程度全国的な組織の中で動いていますので、確かに大きい市であれば単独で設けていることもあると聞いてございますけれど、ほぼ町村レベルでは全国的先ほど申しました退職組合のそういったところの制度に載って運用しているということでありますので、なかなか渡島西部4町で単独でやれるかとなると、ちょっと厳しいものがあるのかなと。

ただ、条例なりそういった入団にあたっての決め事は、ある程度裁量行為がありますので、そういった物については議員おっしゃるとおり柔軟に対応して行って、なるべく入っていただくような方法を取りたいなと思ってございます。

先程、データの話をしましたけれど、平成25年以降、大体過去10年間で退団180人くらい辞めているんです。切りのいい30という数字で辞めているのは、実際は4、5%くらいしかおりませんので、データから行くとただ分かりません。

どういう理由で辞めたのかまで、我々データで読み取ることはできませんので、ただ実際そういったところで必ずしもその区切りで退団をしているかという、そういうデータになっていない。

特に私はできれば、私が勝手に思っているかもしれませんが、消防団員とは、やはり自分の地域は自分の力で守るんだという志が高い人達が消防団に入っていると思っていますので、あまりそういったところであればいいのかなと気がします。ただ、話の中でそういった方はいるのかもしれませんが、データなりそういったものから導かれるものは、特にそこで特化して辞めていることもありまませんので、できれば議員も消防団員でありますので、しっかり後輩を導くような活動をできればしていただきたいとそのように思っております。

**○議長（溝部幸基）**

伊藤則幸消防長。

**○消防長（伊藤則幸）**

6番議員がおっしゃるように、今後、消防団、各署長と本部が協議致しまして、極力消防団員の団員数を増やすような制度を作ってまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（溝部幸基）**

一般質問を終わります。

---

**◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第6 議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利事務局長。

**○事務局長（佐藤和利）**

それでは、お手元にナンバー1議案とナンバー2説明資料をご用意ください。

最初にナンバー1議案の1ページをお願い致します。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明いたしますので、ナンバー2説明資料の1ページをお願い致します。

1 改正の理由についてですが、令和5年8月7日の人事院勧告において、民間との給与格差を埋めるため、給与水準引上げとして給料表の改定と期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げる勧告がなされました。

国においては、10月20日に閣議で今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定致しましたので、当組合においても人事院勧告に基づき関係条例を改正するものがあります。

2 改正の内容についてです。

(1) 第1条関係、令和5年4月遡及適用であります。

① 給料表の改定、別表第1 第4条関係であります。

大卒採用職員の初任給を11,000円、高卒採用職員の初任給を12,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置き職員の俸給月額について所要の改定をするものであります。平均で1.1%の引き上げとなっております。

② 期末・勤勉手当の改定（第18条第2項・第19条第2項関係）であります。

支給月数をそれぞれ0.05月引き上げて、期末手当は現行の2.4月から2.45月、勤勉手当は現行の2.0月から2.05月に改正し、国と同様に12月期の支給月数を改定するものであります。

アの期末・勤勉手当の支給月数及びイの条例改正による影響額は、記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。

(2) 第2条関係、令和6年4月からの適用でございます。

① 期末・勤勉手当の改定（第18条第2項・第19条第2項関係）でございます。

令和5年度では、12月期の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げましたが、令和6年度以降は、6月期及び12月期の期末・勤勉手当支給月数が均等になるよう配分致します。

ア 期末・勤勉手当の支給月数は、記載のとおりでございます。

3 施行期日についてです。

(1) 公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用致します。

(2) 第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案の1ページから6ページに条例の新旧対照表及び給料表を掲載しておりますので、後ほどご参照下さい。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願ひ致します。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号に賛成の方は起立を願ひます。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

---

#### ◎議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第2号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正を議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

伊藤則幸消防長。

#### ○消防長（伊藤則幸）

それでは、議案第2号についてご説明致します。

議案の7ページをお願い致します。

議案第2号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。

渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

説明資料の6ページをお願い致します。

それでは、説明致します。

議案第2号関係、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。

1 提案理由につきましては、令和5年2月21日及び令和5年5月31日に、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が公布されたことから、当組合においても関係条例を改正するものでございます。

2 主な改正内容について説明致します。

(1) 第14条の2関係。

これまで急速充電設備は全出力の上限を200kWとし、それを超えるものは「変電設備」として規制していましたが、全出力が200kWを超えることによる新たな火災の危険性が確認されなかったことから、全出力の上限を撤廃し、また、急速充電設備はコネクタ型であることの明確化、充電ポストの取扱いに関する事項、急速充電設備の蓄電池について所要の改正をするものでございます。

(2) 第16条関係。

蓄電池設備の対象となる要件について、電気の容量に係る基準を蓄電池容量(kWh)に単位を変更するほか、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定していた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるように所要の改正をするものでございます。

(3) 第22条関係。

「炭火焼き器」について、離隔距離の規定を別表3に追加致します。

(4) 第26条関係。

健康増進法に規定する「喫煙専用室標識」が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいこととし、「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」の標識と併せて、図記号による標識を設ける場合は、国際標準化機構又は日本産業規格が定めた規格に適合したものと致します。

3 施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行します。

また、経過措置につきましては、以下のとおりでございます。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第2号は可決することに決定致しました。

---

## ◎議案第3号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第3号、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、お手元にナンバー1議案とナンバー2説明資料をご用意ください。

最初にナンバー1議案の15ページをお開き下さい。

議案第3号、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号。

令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,055万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億535万2千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

はじめに、今回の補正予算の概要について申し上げます。

今回は、歳出では、議案第1号で可決いただいた給与改定に伴う人件費の増額、定年延長に伴う退職手当組合負担金率変更による減額及び衛生センター3施設の光熱水費、電気料の減額などでありま

す。それでは、補正予算の歳出から所属毎に説明致しますので、説明資料の10ページをお開き下さい。

節で10万円以上の増減があったものを中心に説明します。

始めに、事務局所管分です。

2款総務費、1項、1目事務局費で、47万8千円の増額であります。

2節給料30万円及び3節職員手当等37万6千円の増額は、職員2名、会計年度任用職員1名の給与改定による増であります。

4節共済費19万7千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減であります。

以下、各所属の人件費につきましても、同様の内容となっております。

11ページをお願いします。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費608万3千円の減額であります。

2節給料34万2千円の増額及び3節職員手当等17万4千円の増額は、職員2名及び会計年度任用職員1名の給与改定による増であります。

4節共済費38万1千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減であります。

10節需用費1,336万8千円の減額は、光熱水費1,611万8千円の減額で電気料の燃料調整単価下落に伴う光熱水費の減であります。また、修繕費275万円の増額は、汚泥再生処理センターの脱臭設備修繕による増であります。

15節工事請負費715万円の増額は、資源化設備用ボイラー等更新工事費同額でオーバーホール実施によるボイラーの不具合が発見されたためでございます。

2段目、2目ごみ再生処理費216万4千円の減額であります。

4節共済費16万5千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減で

ございます。

1 7 節需用費 2 1 0 万 1 千円の減額は、光熱水費同額で電気料の燃料調整単価下落に伴う光熱水費の減でございます。

3 段目、3 目最終処分場処理費 1 4 9 万 4 千円の増額であります。

1 0 節需用費 1 3 1 万 1 千円の減額は、光熱水費同額で電気料の燃料調整単価下落に伴う光熱水費の減であります。

1 7 節備品購入費 2 8 0 万 5 千円の増額は、除雪機購入費同額で平成 1 6 年に購入した除雪機が老朽化により購入するものでございます。

1 2 ページをお願いします。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 5 3 万 2 千円の減額でございます。

2 節給料の 1 4 万 3 千円の増額及び 3 節職員手当等の 2 1 万 3 千円の増額は、職員 4 名の給与改定等による増であります。

4 節共済費 8 8 万 8 千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減でございます。

松前消防署所管分でございます。

2 段目、2 目松前消防署費 1 1 1 万円の減額であります。

2 節給料 2 3 5 万円の増額及び 3 節職員手当等 2 3 4 万 5 千円の増額は、職員 3 3 名分の給与改定等及び扶養等の異動による増であります。

4 節共済費 5 8 0 万 7 千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減でございます。

1 3 ページをお願いします。

福島消防署所管分です。

3 目福島消防署費 1 0 9 万 4 千円の減額であります。

2 節給料 1 5 0 万 3 千円の増額及び 3 節職員手当等 1 5 2 万 7 千円増額は、職員 2 3 名の給与改定等による増であります。

4 節共済費 4 1 4 万 9 千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減でございます。

3 段目、3 項、2 目福島施設費 1 3 2 万円の増額であります。

1 2 節委託料 1 3 2 万円の増額は、福島消防庁舎の仮眠室 2 室と事務室 2 室に、エアコン設置した場合の施設の電気容量調査及び設計業務委託料であります。

なお、工事費につきましては、新年度予算に計上予定でございます。

1 4 ページをお願い致します。

知内消防署所管分です。

4 目知内消防署費 1 6 0 万 4 千円の減額であります。

2 節給料 1 2 4 万円の増額及び 3 節職員手当等 1 6 1 万 5 千円の増額は、職員 2 3 名の給与改定等及び扶養等の異動による増であります。

4 節共済費 4 4 6 万 1 千円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減でございます。

次に木古内消防署所管分です。

5 目木古内消防署費 1 2 7 万 4 千円の減額であります。

2 節給料 1 5 0 万 2 千円の増額及び 3 節職員手当等 1 5 1 万 2 千円の増額は、職員 2 3 名の給与改定等による増であります。

4 節共済費 4 2 9 万円の減額は、給与改定等による増及び退職手当組合負担金率変更による減でございます。

歳出の補正については、以上で説明を終わります。



続いて歳入を説明しますので、8ページをお願いします。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 6 5 1 万 4 千円の減額は、歳出補正に伴う分であり、構成町負担金は、記載のとおりで1 節松前町負担金から4 節木古内町負担金となっております。

2 目消防負担金 3 8 6 万 1 千円の減額は、事務局費と消防本部費は案分により、署費、団費、施設費は構成町の全額負担となり、歳出補正に伴う分、構成町の負担金は記載のとおりで1 節松前町負担金から4 節木古内町負担金のとおりとなっております。

9 ページをお願い致します。

7 款諸収入、2 項、1 目雑入で1 7 万 5 千円の減額であります。

1 節雑入 1 7 万 5 千円の減額は、派遣職員給与費負担金収入同額で北海道派遣職員 1 名の退職手当組合負担金率変更による減であります。

総額では、歳入歳出とも 1, 0 5 5 万円の減額補正となります。

補正予算に係る説明は以上であります。

ご審議よろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

暫時、休憩します。

---

休憩 午後 2 時 5 4 分

再開 午後 2 時 5 4 分

---

**○議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き会議を再開致します。

**○事務局長（佐藤和利）**

先程、議案説明資料の 1 1 ページ、2 目ごみ再生処理費の中の 1 0 節需用費を 1 7 節需用費と間違えて説明しましたので、1 0 節需用費に訂正しますのでよろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

そのように訂正を致します。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 3 号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第 3 号は可決致しました。

---

**◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第 9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

---

#### ◎閉会の議決

---

##### ○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和5年第3回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

---

#### ◎閉会宣告

---

##### ○議長（溝部幸基）

これをもって閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後2時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 相澤 巧

署名議員 山田 顕人